本号で公布された法令のあらまし

◇**新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令**（政令第一二号）（国土交通省）

1　福岡市と鹿児島市とを連絡する新幹線鉄道のうち福岡市と八代市とを連絡する区間が開通し、営業が開始されることに伴い、当該区間について新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を平成二三年三月一二日から適用することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年二月十八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第十二号

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令（昭和四十七年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

福岡市と鹿児島市とを連絡する新幹線鉄道のうち福岡市と八代市とを連絡する区間	平成二十三年三月十二日

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　大畠　章宏

内閣総理大臣　菅　**直**人

告　示

○内閣府告示第二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年内閣府告示第八百六十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十三年二月二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年二月十八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称	福岡県及び飯塚市
二　構造改革特別区域の名称	飯塚アジアＩＴ特区
三　構造改革特別区域の範囲	飯塚市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）及び地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（五一二）	

○内閣府告示第三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年内閣府告示第七百三十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年二月二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年二月十八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称	福岡県及び飯塚市
二　地域再生計画の名称	〝ｅ－ＺＵＫＡトライバレー構想〟の実現に向けた雇用増大プラン
三　地域再生計画の区域の範囲	飯塚市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）	外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業（三の六）及び地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）

○総務省告示第四十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年二月十八日

総務大臣　片山　善博

一　名　称	ゴラン高原派遣輸送隊
二　国外派遣期間	平成二十三年二月十九日から平成二十三年九月三十日まで
三　派遣人数（概数）	四十五人程度
四　派遣地域	イスラエル国及びシリア・アラブ共和国

○政治資金適正化委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年二月十八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
二八七〇	二三、一、二八	杉田　純
二八七一	二三、一、二八	北村　政則
二八七二	二三、一、二八	片山　雅博
二八七三	二三、一、二八	芳本　隆次

○政治資金適正化委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十三年二月十八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
二六三〇	佐々木　進	二二、一、一一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○政治資金適正化委員会告示第十一号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年二月十八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
二六三〇	佐々木　進	二六五四	二二、一、一一